

長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する市町における長崎県後期高齢者医療広域連合の公印の取扱いに関する要領の一部を改正する要領をここに告示する。

令和2年3月17日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第6号

長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する市町における長崎県後期高齢者医療広域連合の公印の取扱いに関する要領の一部を改正する要領

長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する市町における長崎県後期高齢者医療広域連合の公印の取扱いに関する要領の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 後期高齢者医療限度額適用認定証の作成

附 則

この要領は、告示の日から施行する。